

平成30年度 予算編成方針

わが国経済の動向は、本年7月の政府月例経済報告によれば、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響が懸念されるものの、景気は緩やかな回復基調が続いているとされています。

一方、本区の財政環境は、力強い人口増加による特別区民税の伸びは期待できるものの、ふるさと納税により9億円ものマイナス影響が見込まれることに加え、特別区交付金については法人住民税の一部国税化により、地方消費税交付金については都道府県間の清算基準の見直しにより、それぞれマイナス影響が見込まれるなど、今後も予断を許さない状況にあります。

こうした中、年間出生数が2,000人を超えるとともに、引き続き人口増加により本年1月には定住人口が15万人を突破するなど、行政需要はますます拡大・多様化しています。また、市場移転後の築地の活気とにぎわいの継承、3年後に迫った東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後の新たなまちの形成など、本区は大きな転換期を迎えています。

このような状況の下、本年6月に「輝く未来へ橋をかける ―― 人が集まる粋なまち」を将来像とする新たな基本構想を策定するとともに、この将来像の実現に向けた具体的な施策や取組内容を示す基本計画を来年2月に策定することとしています。

「都心再生」を果たした今日、本区がさらに機能的で魅力的なまちとして輝き続けるためには、区民・地域・区がそれぞれの特性を活かしつつ連携を強化し、地域の課題に積極果敢に立ち向かわなければなりません。

そのためには、職員一人一人、そして各部局が主体性を発揮し、真の区民ニーズに的確に対応するとともに、地域における課題を自ら率先して解決できる社会づくりを推進する必要があります。また、施策の成果を区民の視点で捉えた成果重視型マネジメントサイクルを徹底し、既存事業の大胆な見直しと新たな発想による施策展開に努め、これまで以上に効率的で効果的な行財政運営を推進するとともに、将来にわたり健全で強固な財政基盤を堅持していかなければなりません。

以上の認識を踏まえ、平成30年度予算は次の方針に基づき編成するものとします。

第1 基本方針

平成30年度予算は、新たな基本構想に掲げる将来像の実現に向けた第一歩を踏み出す重要な年であることを踏まえ、10年後を見据え現在策定を進めている基本計画に沿った施策の積極的な展開を図る。併せて、真の区民ニーズを的確に捉え、既存事業の積極的な見直しを不断に行うことにより、区民の負託に応える施策展開のための財源を確保し、今後の社会経済状況の変化にも的確に対応しうる強固な財政基盤を堅持する。

1 基本的な考え方

都心に位置し、江戸以来の歴史に裏打ちされた本区は、多くの人々が住み・働き・集うまちであることを踏まえ、基本構想に掲げる9つの「施策のみちすじ」に基づく取組を計画的に展開するとともに、都心コミュニティの活性化、地域特性に応じた防災対策の推進、全ての人々に対する福祉サービスの提供や健康づくりの推進など、区民生活や地域活動に密接に関わる取組を着実に推進すること。

また、年少人口を中心に人口増加が続いていること、東京2020大会が3年後に迫っていることから、特に次に掲げる分野を優先すべき重点分野と位置付け取り組むこと。

(1) 子育て・教育環境の充実

誰もが安心して子どもを産み、喜びを持って育てることができるよう、民間や地域の活力を積極的に活用し、待機児童の解消に向けた取組を強化するなど、子育て環境の充実を図る。

また、次代を担う子どもたちに「生きる力」が育まれるよう、質の高い学校教育を展開するとともに、生涯にわたり学び続けられる環境づくりを推進する。

(2) 東京2020大会を契機とした取組

東京2020大会を契機に国内外からの来街者が増加していることから、その受入体制の整備や、これまで培われてきた歴史・伝統・文化といった本区の魅力の発信など、2020年とその後を見据えた取組を推進する。

2 事業構築等に当たって

不断の取組による区政改革の一層の推進と健全で持続可能な行財政運営を目指す観点から、事業の構築・展開に当たっては、次に掲げる事項を十分踏まえるものとする。

(1) 緊急度・重要度による事業選択

限られた財源の重点的・効率的な配分の観点から、緊急的に取り組むべき重点事業を明確にする一方、行政ニーズの変化により効果が乏しくなった事業については制度の根幹にまで遡り、その存廃を含めた積極的かつ大胆な見直しを行うなど施策全般にわたる選択を行うこと。特に、あらかじめ見直し期限を定めた事業については、見直し年次に事業効果等を分析の上、その方向性を定めること。

(2) 基本計画・個別計画等との整合

新規・充実事業の構築に当たり、その事業の内容や規模については、現在策定中の基本計画はもとより、各種個別計画を十分に踏まえ、その整合を図ること。

(3) 部局間調整・連携の強化

既存事業の展開や新規・充実事業の構築に当たっては、これまで以上に関係部局間の調整・連携を強化・徹底し、類似事業の統合やサービス水準の整合を図るとともに、適切な事業計画の下、効率的・効果的な事業執行に努めること。

(4) 既存ストックの有効活用

各種の公共施設や設備はもとより、人材やノウハウなどを含め、区がこれまで蓄積してきた既存ストックを最大限に有効活用すること。

特に、施設整備については、可能な限り区有地や既存施設の活用を前提とし、新たな用地取得や施設建設は抑制すること。

また、施設サービスの提供については、部局を越えてさまざまな施設が連携・補完し合う仕組みづくりを推進するとともに、利用実態を踏まえた稼働率の向上など、既存施設の潜在力向上策についても積極的に検討すること。

(5) 多様な主体との協働と「プロアクティブ・コミュニティ」の推進

さまざまな地域課題の解決に向けては、官民の役割を踏まえながら、区民、NPO、ボランティア、企業、大学等研究機関などの多様な主体との協働を推進するとともに、自ら率先して地域課題の解決に取り組む「プロアクティブ・コミュニティ」の考えを積極的に取り入れること。

(6) 成果重視型のマネジメントサイクル

これまでの行政評価で明らかとなった各施策の課題や方向性を踏まえた取組を着実に実行する「成果重視型」のマネジメントサイクルを徹底すること。

第2 予算編成の留意点

1 歳出予算について

(1) 全般的事項

ア 常に自己変革を怠ることなく行政改革に不断に取り組むためにも、全ての施策・事務事業について根本に立ち返り事業の存廃も含め徹底した点検・見直しを行うこと。

イ 行政評価において明らかとなった課題や評価結果を踏まえ、今後の方向性等の具体化に努めること。

ウ 組織のあり方や既定人員の積極的な見直しを行い、全庁的な定数配置等の一層の適正化・弾力化を図ること。

エ 各種事業については、単に前例を踏襲することなく、執行方法や執行体制も含め徹底した見直しと創意工夫により、最少の経費で最大の効果が得られるよう十分に検討すること。

オ 調査・検討支援などの委託については、区の主体性と責任の下、目的・方向性を明確にするとともに、得られた結果を的確に施策へ反映できるよう道筋を明らかにすること。

カ 区が支出する補助金、負担金及び分担金については、補助団体の活動内容や補助目的等を再度点検し、十分に精査すること。

キ 指定管理者に対する経費については、これまでの実績や導入効果を十分に点検し、より適正なものとなるよう精査すること。

(2) 政策的経費

各部局は、社会経済状況や行政ニーズの変化を的確に捉えた上で、政策目標と施策の方向性などを明確にし、独自性・創造性のある事業の企画・立案に努めるなど、新たな政策課題に積極的に取り組むこと。

ア 新規・充実事業については、政策目標の達成に向け必要性・有益性を十分に精査するとともに、既存事業のスクラップ・アンド・ビルドを原則とすること。

また、事業構築に当たっては、適時性、費用対効果、全体計画と執行体制、将来展望と後年度負担、さらには他の関連事業との整合性や公平性など総合的に十分な検討を加えるとともに、あらかじめ成果目標と事業の見直し年度を定め、当該設定年度に事業効果を測定の上、事業存続の可否を厳しく判断すること。

なお、事業名等については、その目的・内容が区民に分かりやすくPR効果のある表現を工夫すること。

イ 投資的事業については、事業の必要性を十分に検証の上、コスト削減に努めること。特に、施設整備については、次に掲げる事項を必ず検討・検証すること。

(ア) 既存施設の有効利用やネットワーク化などによる施設のポテンシャル向上を優先し、新たな施設建設や用地取得を抑制すること。

(イ) ランニングコスト等の後年度負担も含めた投資額に見合う区民サービスの充実が図られるかなど、さまざまな視点で効果を十分に検証すること。

(ウ) 将来的な施設ニーズの変化にも柔軟に対応し得る整備計画とすること。

(3) 経常的経費

今日の社会情勢や区民ニーズの変化を踏まえ、区民生活に真に必要な事業か、実績面、有効性、公平性、効率性、代替可能性など多面的な視点から事業本体及び執行体制について存廃を含めた根本的な見直しを行うとともに、経費のより一層の縮減に努めること。

2 歳入予算について

歳入については、財源を的確に把握し、さらなる収入確保を図るとともに、次に掲げる事項に努めること。

(1) 収納率の向上及び受益者負担の適正化

ア 特別区民税、国民健康保険等の保険料については、引き続き徴収努力を行うとともに、これらの収入未済分については必要な措置を講じ、収納率の向上と収入の確保を図ること。

イ 保育所入所者負担金等の各種負担金、住宅使用料等の各種使用料についても、収納率の向上と収入未済分の解消に向けた具体的な対策を講ずるとともに、自主財源の確保及び受益者負担の適正化を図る観点から負担水準の見直しも含め検討すること。

(2) 補助制度の活用

国や東京都の補助・負担事業については、国等の平成30年度予算編成の動向に細心の注意を払い、制度等の改正に時宜を失することなく対応するとともに、国等の補助制度を積極的に活用すること。

(3) 区民施設について

利用者にとって「より使いやすく」「より魅力ある施設」となるよう指定管理者等との連携・運営改善等を図り、設置目的を踏まえた利用者・稼働率の増加と使用料の確保に努めること。

3 その他

事業執行上、地域及び関係団体等の協力を要するものは事前に十分な調整を図るとともに、関係部局との連携に留意すること。

また、平成30年度に向けた税制改正や地方自治体向け補助金の見直しなど、国や東京都などの動向には常に注意を払い、最新情報の収集に努めること。